

厚木市明るい選挙推進協議会の公募委員選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市明るい選挙推進協議会委員公募要綱(令和8年7月15日施行)に基づき設置された選考委員会が、厚木市明るい選挙推進協議会の公募委員(以下「公募委員」という。)を選考するに当たり、必要な事項を定める。

(選考方法)

第2条 選考委員会による委員の選考方法は、次条の規定による審査(以下「書類審査」という。)及び第4条の規定による審査(以下「面接審査」という。)とする。

(書類審査)

第3条 選考委員会は、公募による委員に応募した者(以下「応募者」という。)から提出された厚木市明るい選挙推進協議会委員応募申込書により、次の表に従い評価した評価点及び社会的活動の経験等を総合的に考慮し、各委員による評価点の合計が選考委員会の構成人数に次の表の評価項目数及び5を乗じて得た数の50パーセント以上の者を公募による委員の候補者(以下「候補者」という。)に決定する。

評 価 項 目	評価点(5段階評価)				
応募の動機の妥当性	5	4	3	2	1
応募の抱負	5	4	3	2	1
政治的中立性の妥当性	5	4	3	2	1
文章の分かりやすさや内容の充実度	5	4	3	2	1

2 前項に規定する評価点の基準は、非常に優れている場合は5点、優れている場合は4点、普通の場合は3点、やや劣る場合は2点及び劣る場合は1点とする。

(面接審査)

第4条 選考委員会は、応募者について面接を行い、次の表に従い評価した評価点及び面接対象者の面接時の態度、理解度等を総合的に考慮し、各委員による評価点の合計が選考委員会の構成人数に次の表の評価項目数及び5を乗じて得た数の50パーセント以上の者を候補者に決定する。

評 価 項 目	評価点(5段階評価)				
選挙啓発活動への意欲や熱意	5	4	3	2	1
公明かつ適正な選挙に対する理解度	5	4	3	2	1
政治的中立性の妥当性	5	4	3	2	1
態度・言葉遣い	5	4	3	2	1

2 前項に規定する評価点の基準は、非常に優れている場合は5点、優れている場合は4点、普通の場合は3点、やや劣る場合は2点及び劣る場合は1点とする。

(審査の総合判定)

第5条 選考委員会は、書類審査及び面接審査において、各評価点の合計を合算した点数を基に候補者のうちから公募委員を選任する。

(再度の応募)

第6条 第2条の規定にかかわらず、公募委員である者が引き続き公募委員となるために応募してきた場合で、応募者の数が厚木市明るい選挙推進協議会委員公募要綱に定める募集人員の範囲内であるときは、面接を行わないことができる。この場合において、選考委員会は、当該公募委員から提出された厚木市明るい選挙推進協議会委員応募申込書に記載された応募の動機等について、第3条第1項の表に従い評価した評価点及びその者の在任中の委員としての活動状況等を考慮し、選任するものとする。

(その他)

第7条 応募者の数が募集人員に満たない場合又は選考の結果、募集人員に満たないこととなった場合は、再度募集を行うことができるものとする。

2 候補者が委員の就任を辞退したときは、次点の者を繰り上げることができる。

3 応募者が提出した書類及び選考委員会における選考書類の公開等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。

附 則

この基準は、令和8年7月15日から施行する。